

喜多方市地域公共交通会議規約の一部改正（案）及び
喜多方市運賃協議分科会設置規定（案）について

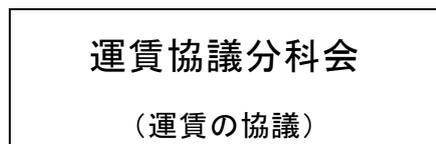
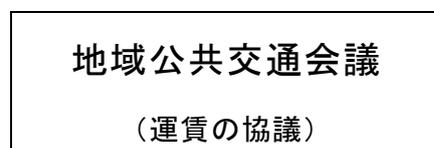
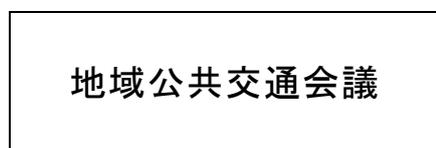
1 趣旨

一般乗合旅客自動車運送事業における運賃については、喜多方市地域公共交通会議において協議してきたところであるが、独占禁止法上のカルテルに当たるとの疑義が生じないようにする観点から、運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者のみが協議に参加するよう道路運送法及び道路運送法施行規則が改正された。

このため、喜多方市地域公共交通会議規約における協議事項を改正するとともに、喜多方市地域公共交通会議規約第11条の規定による喜多方市運賃協議分科会を新たに設置する。

新

旧



※ 一般乗合旅客自動車運送事業者については、運賃を定めようとする事業者のみが参加

※ カルテルとは、多数の事業者が商品の価格や生産数など合同で決定して、市場での競争を抑えること

喜多方市地域公共交通会議規約の一部改正（案）

新	旧
<p>第1条～第2条（略） （協議事項等）</p> <p>第3条 交通会議は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事項を協議し、関係する事業を実施するものとする。</p> <p>(1)～(3)（略）</p> <p>(4) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様等の協議に関する事項</p> <p>(5)～(6)（略）</p> <p>第4条～第17条（略）</p> <p><u>附 則</u> <u>この規約は、令和7年3月1日から施行する。</u></p>	<p>第1条～第2条（略） （協議事項等）</p> <p>第3条 交通会議は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事項を協議し、関係する事業を実施するものとする。</p> <p>(1)～(3)（略）</p> <p>(4) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様、<u>運賃、料金</u>等の協議に関する事項</p> <p>(5)～(6)（略）</p> <p>第4条～第17条（略）</p>

喜多方市運賃協議分科会設置規定（案）

令和7年3月1日 制 定

（設置）

第1条 喜多方市運賃協議分科会（以下「分科会」という。）は、道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第9条第4項の規定に基づき、同項に規定する運賃等（以下「協議運賃」という。）について協議・決定し、その他協議運賃に関し必要な事項を処理するため、喜多方市地域公共交通会議規約（以下「規約」という。）第11条第1項に規定する分科会として設置する。

（組織）

第2条 分科会は、次に掲げる者を構成員とする。

- (1) 喜多方市地域公共交通会議会長（以下「会長」という。）が指名する市職員
- (2) 当該協議運賃を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者
- (3) 国土交通省東北運輸局福島運輸支局
- (4) 住民又は利用者の代表する者として会長が指名する者

（分科会長）

第3条 分科会に会長（以下「分科会長」という。）を置き、第2条第1項第1号に掲げる者をもって充てる。

- 2 分科会長は、会務を総理し、分科会を代表する。
- 3 分科会長に事故があるとき又は分科会長が欠けたときは、分科会長があらかじめ指名した構成員がその職務を代理する。

（会議）

第4条 分科会の会議（以下「会議」という。）は、分科会長が招集し、会議の議長となる。

- 2 分科会は、原則公開するものとする。ただし、分科会長が認めるとき、または分科会長が公開しない旨を決議したときは、この限りではない。
- 3 分科会長は、会議において必要があると認めるときは、構成員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

（協議結果）

第5条 分科会で協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

- 2 分科会で協議が調った事項については、喜多方市地域公共交通会議に報告するものとする。

（庶務）

第6条 分科会の庶務は、規約第12条第2項に規定する事務局において処理する。

（補足）

第7条 この規定に定めるもののほか、必要な事項は分科会長が別に定める。

附 則

この規定は、令和7年3月1日から施行する。

まちなか循環線の再編（案）について

1 再編の趣旨

市街地循環路線の形成による公共交通ネットワーク機能の向上（予約型乗合交通や広域路線バス等との乗り継ぎ連携）を目的とし、令和2年10月1日よりまちなか循環線の実証運行を開始し、令和4年6月1日には循環経路等の見直しを行い、新たな経路で実証運行を継続してきた。

これまでの運行実績や利用者からの意見などを踏まえて経路を新たに再編するとともに、令和7年4月1日から喜多方市からの委託を受けて本格運行を行う。

（利用者の意見：新町から寺町角の間が片道運行で不便。喜多方駅から喜多方市役所への交通手段がない）

2 運行概要

項目	現行	再編後
運行形態	一般乗合旅客運送（定時定路線）	変更なし
運行事業者	会津乗合自動車株式会社	変更なし
運行日	月曜～金曜（土日祝日、12/29～1/3は運休）	変更なし
運行車両	小型（マイクロ）バス	変更なし
運賃	大人（中学生以上）200円 小人（小学生以下）100円 ※障がい者はそれぞれ半額	変更なし
系統	1循環	東回り：喜多方駅行き 西回り：喜多方駅行き
停留所数	1循環：49箇所（実質30箇所）	東回り：31箇所 西回り：31箇所
運行便数	1循環：7便/日	東回り：4便/日 西回り：4便/日
運行距離	16.5 km	11.0 km
運行時間	1循環：53分	東回り：33分 西回り：33分

3 運行開始日

令和7年4月1日

議案第7号

4 運行ダイヤ（現行→再編後）

《平日》 現行

便		1	2	3	4	5	6	7
循環	喜多方駅発	7:30	9:40	11:00	12:45	13:50	14:45	17:30
	喜多方駅着	8:23	10:33	11:53	13:38	14:43	15:48	18:23

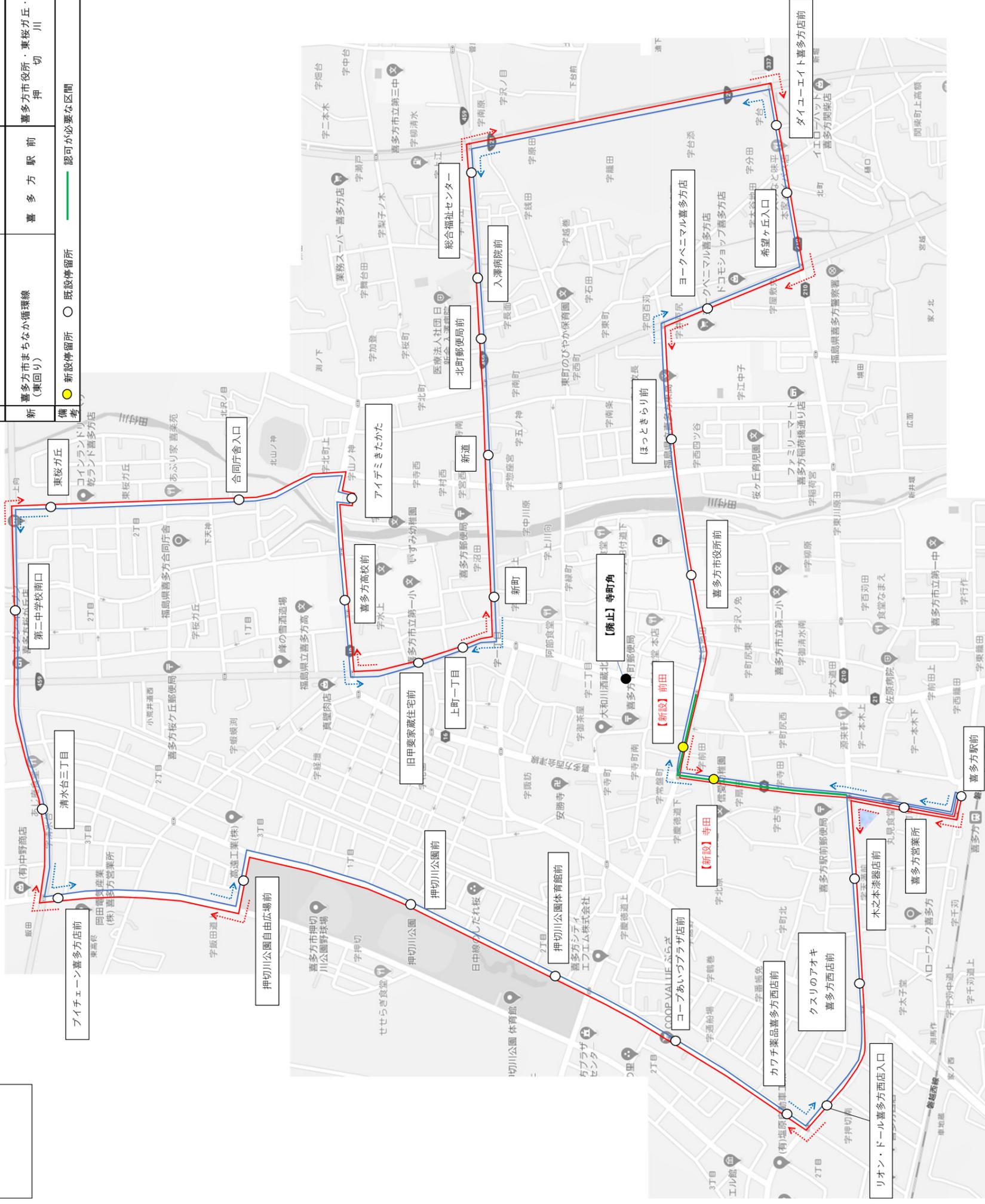


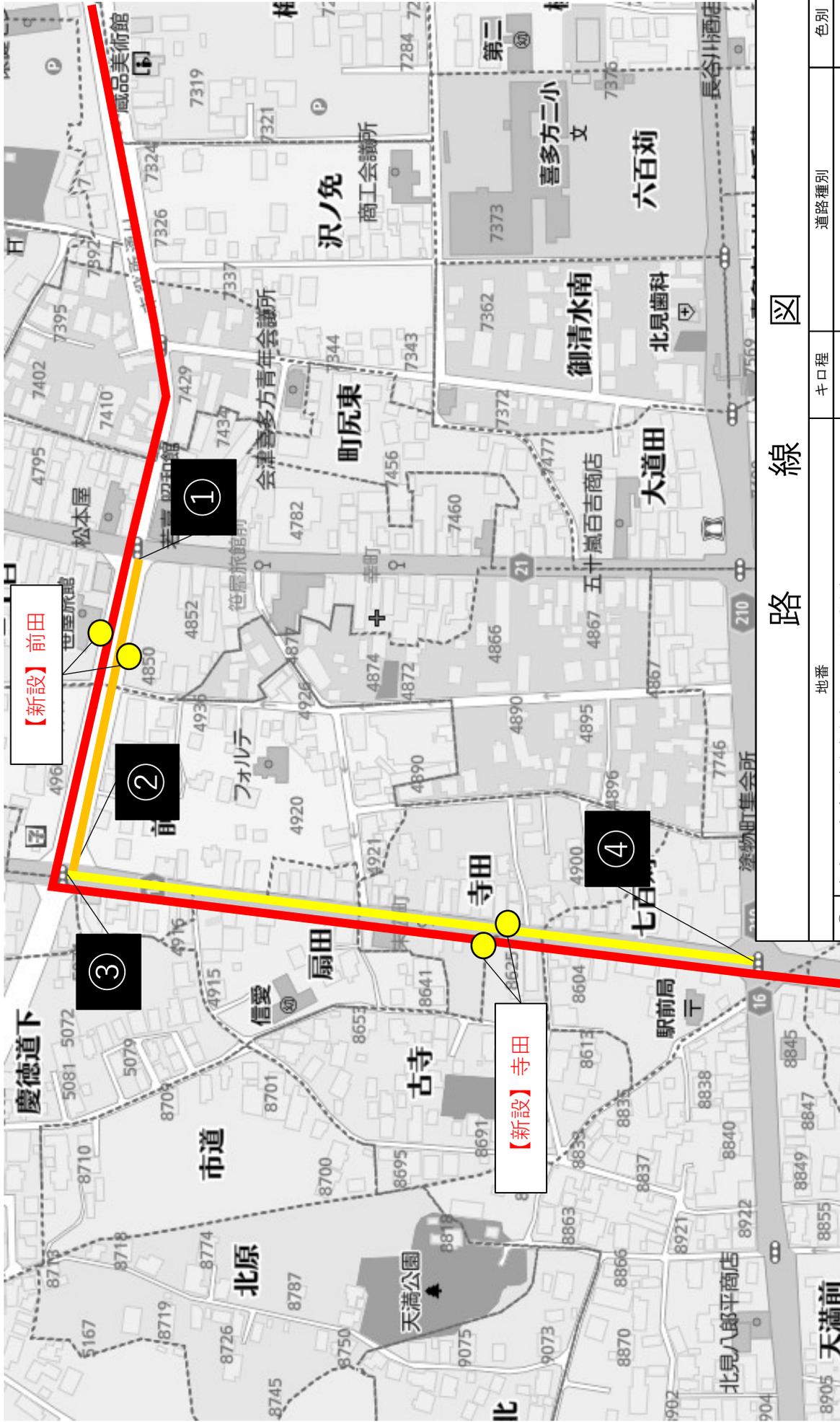
《平日》 再編後

便		1	2	3	4
西 回 り	喜多方駅発	6:55	9:35	11:50	16:20
	喜多方駅着	7:28	10:08	12:23	16:53
東 回 り	喜多方駅発	7:40	10:20	14:55	17:15
	喜多方駅着	8:13	10:53	15:28	17:48

新

運 行 系 統 略 図		備 考	色 別				
名 称	起 点	経 由 地	終 点	行 程	運 行 回 数	備 考	色 別
新 喜多市まちなか循環線 (西回り)	喜多駅前	押切川・東桜ガ丘・ 喜多市役所	喜多駅前	11.0km	4回	運行系統の新設	—
新 喜多市まちなか循環線 (東回り)	喜多駅前	喜多市役所・東桜ガ丘・ 押切川	喜多駅前	11.0km	4回	運行系統の新設	—
備 考	● 新設停留所 ○ 既設停留所 — 認可が必要な区間						





路 線 図

地番		キロ程	道路種別	色別
①	起点 : 福島県喜多方市字三丁目4844番地先	0.20 km	市道	—
②	終点 : 福島県喜多方市字前田4987番地先			
③	起点 : 福島県喜多方市字前田4987番地先	0.43 km	県道	—
④	終点 : 福島県喜多方市字七百坊8597番8号先			

【凡例】

- 新設バス停
- 認可路線
- 運行系統
- 喜多方市まちなか循環線 (西まわり) (運行系統の新設)
- 喜多方市まちなか循環線 (東まわり) (運行系統の新設)

まちなか循環線利用実績（運行開始時～現在まで）

単位：人

年 月	西まわり							東まわり					おでかけ 助成券	月計	年度計		
	第1便	第2便	第3便	第4便	第5便	第6便	第7便	計	第1便	第2便	第3便	第4便				第5便	計
令和2年10月	18	32		30		8	10	98	12	8	23	11	13	67	165	1,348	
11月	13	30		27		7	7	84	3	4	8	17	14	46	130		
12月	22	47		29		11	14	123	13	14	37	24	20	108	231		
令和3年1月	27	44		42		16	23	152	21	14	45	24	15	119	271		
2月	23	55		33		24	23	158	28	11	43	22	16	120	278		
3月	19	49		40		13	31	152	24	15	35	34	13	121	273		
4月	14	48		30		13	32	137	0	13	31	22	8	74	211		
5月	7	29		25		11	25	97	0	12	17	9	12	50	147		
6月	9	27		22		18	17	93	2	17	30	15	19	83	23		176
7月	14	30		27		18	20	109	2	5	34	21	19	81	19		190
8月	17	40		30		19	16	122	1	16	17	17	18	69	28		191
9月	19	29		30		27	11	116	2	11	16	23	17	69	36		185
10月	27	32		34		25	29	147	9	13	24	20	23	89	32	236	
11月	35	30		31		26	19	141	7	16	36	15	25	99	16	240	
12月	53	50		44		29	30	206	3	21	42	22	31	119	46	325	
令和4年1月	52	50		50		49	7	208	5	20	41	45	30	141	58	349	
2月	49	56		60		43	15	223	27	22	34	58	32	173	73	396	
3月	40	49		30		12	8	139	3	20	41	48	14	126	50	265	
4月	23	57		59		40	8	187	2	31	80	49	28	190	46	377	
5月	23	50		32		19	10	134	2	66	56	85	35	244	79	378	
6月(再編)	36	78	70	72	28	69	86	439	-	-	-	-	-	-	115	439	
7月	24	64	44	69	19	43	52	315	-	-	-	-	-	-	52	315	
8月	30	70	55	67	28	45	25	320	-	-	-	-	-	-	60	320	
9月	30	50	37	64	28	36	24	269	-	-	-	-	-	-	48	269	
10月	29	66	75	72	40	46	15	343	-	-	-	-	-	-	99	343	
11月	13	60	61	72	41	64	26	337	-	-	-	-	-	-	78	337	
12月	66	71	88	104	72	74	32	507	-	-	-	-	-	-	111	507	
令和5年1月	61	78	63	85	62	75	16	440	-	-	-	-	-	-	84	440	
2月	62	101	63	102	53	88	33	502	-	-	-	-	-	-	88	502	
3月	21	76	77	81	54	57	22	388	-	-	-	-	-	-	80	388	
4月	60	126	94	114	58	62	37	551	-	-	-	-	-	-	131	551	
5月	67	106	86	78	27	69	26	459	-	-	-	-	-	-	154	459	
6月	135	107	133	95	38	77	33	618	-	-	-	-	-	-	169	618	
7月	76	83	76	66	35	82	43	461	-	-	-	-	-	-	101	461	
8月	71	118	101	74	30	71	64	529	-	-	-	-	-	-	108	529	
9月	82	119	106	68	22	71	45	513	-	-	-	-	-	-	98	513	
10月	67	123	127	134	37	74	48	610	-	-	-	-	-	-	147	610	
11月	130	120	120	94	27	75	39	605	-	-	-	-	-	-	156	605	
12月	138	122	97	85	47	97	46	632	-	-	-	-	-	-	111	632	
令和6年1月	181	93	118	82	24	87	43	628	-	-	-	-	-	-	93	628	
2月	132	128	112	93	32	80	50	627	-	-	-	-	-	-	149	627	
3月	91	125	121	105	31	80	36	589	-	-	-	-	-	-	123	589	
4月	95	103	110	113	72	84	37	614	-	-	-	-	-	-	144	614	
5月	71	113	72	75	45	71	43	490	-	-	-	-	-	-	140	490	
6月	83	104	82	80	26	69	38	482	-	-	-	-	-	-	152	482	
7月	97	130	104	80	28	60	59	558	-	-	-	-	-	-	181	558	
8月	70	119	97	92	26	71	37	512	-	-	-	-	-	-	121	512	
9月	67	124	106	81	30	58	31	497	-	-	-	-	-	-	174	497	
10月	86	125	104	91	36	67	44	553	-	-	-	-	-	-	155	553	
11月	82	108	101	88	35	84	30	528	-	-	-	-	-	-	144	528	
12月	99	136	121	78	52	90	40	616	-	-	-	-	-	-	146	616	
令和7年1月								0	-	-	-	-	-	-	0	0	
2月								0	-	-	-	-	-	-	0	0	
3月								0	-	-	-	-	-	-	0	0	

まちなか循環線利用実績（運行開始時～現在まで）

西まわり 計 東まわり 計 おでかけ助成券 月計

